

1 最高裁判決に基づく延滞税計算の概要

平成26年12月12日（金）に申し渡された最高裁判所の判決において、①納税者が相続税を法定納期限内に申告及び納付をした後、その申告に係る相続税額が過大であるとして更正の請求をした場合において、その後、②所轄税務署長において、相続財産の評価の誤りを理由に減額の更正処分をした後、③再び相続財産の評価の誤りを理由に当初の申告額に満たない増額の更正処分をしたとき（以下「本件事例」という。）は、相続税の法定納期限の翌日から増額の再更正により納付すべき本税の納期限までの期間については、延滞税は発生しないとの判断が示されました。

（延滞税が発生しない理由）

本件事例の場合、国税通則法第60条第1項第2号において延滞税の発生が予定されている延滞と評価すべき納付の不履行による未納付の国税に当たるものではないというべきであるから、増額の更正処分により納付すべき本税の額について、相続税の法定納期限の翌日から増額の更正処分の納期限までの期間に係る延滞税は発生しないものと解するのが相当である。

2 過去の同様の事案に係る延滞税の還付

上記1の最高裁判所の判決に基づき、本件事例と同様に、当初の申告及び納付が法定納期限内に行われ、財産の評価誤り等を理由に減額の更正処分をした後、同様の事由について課税庁の判断を変更し、当初の申告額に満たない増額の再更正処分又は税務調査に基づく修正申告（以下「増額の再更正処分等」といいます。）をした事案が確認された場合には、過去になされた増額の再更正処分等により納付された本税に対する延滞税を再計算し、納め過ぎとなっている延滞税について還付手続を行うこととなります。

なお、税務署及び国税局において、本件事例と同様の事案の確認、延滞税の再計算及び還付手続を行うとともに、延滞税を還付する納税者の方には通知書等を送付することとなりますので、納税者の方に請求等の手続を行っていただく必要はありません。

（注1） 還付請求権の消滅時効が完成する前の過去5年間（平成21年12月12日以後）に納付された延滞税が還付手続の対象となります。

（注2） 税務署及び国税局における本件事例と同様の事案の確認作業については、平成27年1月末を目途として行い、同様の事案と確認された後は速やかに還付手続までを行うよう努めてまいります。確定申告への対応等により確認作業等が2月以降になる場合があります。

3 今後発生する同様の事案に係る延滞税

今後、本件事例と同様の事案が生じた場合、増額の再更正処分等により納付すべき本税については、上記1の最高裁判所の判決に基づき延滞税を計算することとなります。